

次世代法に基づく群馬県住宅供給公社行動計画

職員が仕事と生活の調和を図り、その能力を発揮し、次世代育成支援対策に貢献する働きやすい雇用環境の整備を行うため、次のように行動計画を策定する。

1 計画期間 令和8年4月1日から令和13年3月31日までの5年間

2 内容

目標1：計画期間における育児休業取得率を100%とする。

<対策>

●令和8年4月～

- ・啓発の実施（社内イントラネット掲示等）
- ・職員研修等の機会を活用し、全職員に向けた制度の周知徹底による取得しやすい職場環境の構築
- ・ベビーシッター利用支援等の実施

目標2：所定外労働を削減し、職員が家庭や地域における子育てへの参加意識を高めるため、1人あたりの月残業時間数を1.5時間以内とする。

<対策>

●令和8年4月～

- ・長期的な視点からの人材確保、配置、提案力の強化
- ・社内イントラネットに掲示し、職員に周知啓発の実施

目標3：職員の健康維持、家庭内の生活における時間の有効活用、地域における子育て支援活動への積極的な参加を促すため、夏季休暇、リフレッシュ休暇や年次有給休暇の取得促進を行う。

<対策>

●令和8年4月～

- ・従来より実施している夏季特別休暇制度を今後も継続
- ・業務の効率化（ICT化など）を進め、より休暇を取得しやすい環境を構築する
- ・リフレッシュ休暇の取得推進